

一宮市重度障害者受入れ補助金交付要綱

(通則)

第1条 障害福祉サービス等については、障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、医療的ケア児への支援の推進、感染症等への対応力の強化などの諸課題に対応するため、報酬改定で、報酬体系等の見直しが図られている。

一宮市重度障害者受入れ補助金は、障害福祉サービスの報酬改定を踏まえ、障害者の重度化・高齢化への対応として、その受入れ、医療的なケア、夜間支援体制の確保を目的とし、障害福祉サービス施設・事業所等が、重度障害者を受入れた場合等に、予算の範囲内において支援を行うものである。

重度障害者支援加算、医療的ケア対応支援加算等の報酬加算に加えて、上乗せして補助し、あるいは、グループホームにおいて、住居ごとの夜間職員を加配し、夜間支援体制を充実した場合に補助する。また、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、重度障害児等を受入れた場合に補助するほか、基幹相談支援センター業務の受託法人において行ってきた相談体制強化事業の継続実施を促すため、令和6年度以前から引き続き事業を実施した場合に補助するものとする。令和7年度からは、これらに加えて、重度障害者のグループホームへの受入れについて、継続的な支援を行った場合に補助をするものとする。本補助金の交付に関しては、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

この要綱は、令和6年度の障害福祉サービスの報酬改定をもとに、地域課題の解決に繋げるための補助事業の実施に必要な事項を定めるもので、事業の実施期間は、令和7年度からの3年間とする。地域の実情や令和9年度の報酬改定等に併せて、適宜、制度改正を行うほか、令和10年度には対象等の抜本的な見直しを行うものとする。

(補助対象の事業者)

第2条 補助の対象となる施設・事業者（以下「補助事業者」という。）は、以下の各号に定める一宮市内に所在する事業所を営む者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項の規定による共同生活援助
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「児法」という。）第6条の2の2第2項又は第4項の規定による児童発達支援又は放課後等デイサービスのうち主として第4条第3項に規定する障害児に対し同サービスを提供する事業所
- (3) 一宮市と基幹相談支援センター事業に係る委託契約を締結している法人が運営する法第5条第18項の規定による特定相談支援を行う事業所又は児法第6条の2の2第7項の規定による障害児相談支援を行う事業所

(補助対象の事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が第4条に規定する補助対象の障害者等のために実施する以下の事業とする。

（1）重度障害者受入れ促進事業

グループホームにおける重度障害者の受入れ体制の整備又は医療的ケアが必要なものに対する支援のための看護職員の配置に必要な経費を支援する。

ただし、本事業の対象については、令和5年度までに第7条第3項の規定に基づく適用決定を受けたものに限る。

ア 重度障害者支援加算（Ⅰ）の加算算定を受けて提供する共同生活援助

イ 重度障害者支援加算（Ⅱ）の加算算定を受けて提供する共同生活援助

ウ 医療的ケア対応支援加算の加算算定を受けて提供する共同生活援助

（2）夜間支援体制の整備促進事業

グループホーム等を対象に夜間における入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得に必要な経費を支援する。ただし、住居ごとに障害支援区分4以上の補助対象の障害者が定員に対して5割以上の割合で入居する場合に限る。また、本事業の適用期間は、住居ごとに、補助対象として適用した月から3年間に限る。

ア 夜間支援等体制加算（Ⅳ）の加算算定を受けて提供する共同生活援助

イ 夜間支援等体制加算（Ⅴ）の加算算定を受けて提供する共同生活援助

ウ 夜間支援等体制加算（Ⅵ）の加算算定を受けて提供する共同生活援助

エ グループホーム又は日中サービス支援型グループホームの住居ごとに夜勤職員を2名配置し提供する共同生活援助

（3）重度障害児受入れ促進事業

児童発達支援又は放課後等デイサービスにおける重症心身障害児や医療的ケア児の受入れ体制の整備又は医療的ケアが必要なものに対する支援のための看護職員等の配置に必要な経費を支援する。

ア 重症心身障害児に対して行う児童発達支援

イ 重症心身障害児に対して行う放課後等デイサービス

ウ 医療的ケア区分3～1の報酬算定を受けて行う児童発達支援

エ 医療的ケア区分3～1の報酬算定を受けて行う放課後等デイサービス

（4）相談支援体制強化事業

一宮市と基幹相談支援センター事業に係る委託契約を締結している法人が、特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所において計画相談を行う相談支援専門員を増員した場合に、その人件費を支援するもので、令和5年度、6年度に実施した相談支援体制強化事業を継続する場合に補助する。

（5）重度障害者受入れ促進（継続支援）事業

グループホームにおける重度障害者の受入れ体制の整備又は医療的ケアが必要なものに対する支援のための看護職員の配置に必要な経費を支援する。

本事業の対象は、（1）重度障害者受入れ促進事業の適用認定を受けて、同事業の対象期間の満了後となったもの、あるいは、令和6年度以降に新たに当該要件を満たし、かつ、令和6年度の報酬改定において追加された個別支援を開始した日から180日以内に算定される+500単位/日の報酬を受けられなく

なった月の翌月以降分を対象として、重度障害者の受入れの継続支援を行うものに限る。

ア 重度障害者支援加算（Ⅰ）の加算算定を受けて提供する共同生活援助

イ 重度障害者支援加算（Ⅱ）の加算算定を受けて提供する共同生活援助

（補助対象の障害者等）

第4条 この補助金において、補助の対象となる障害者等（以下「障害者」という。）は、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- （1）令和4年1月1日以前に、一宮市において障害支援区分が認定され、障害福祉サービスの支給決定を受けた障害者
- （2）令和4年1月1日以前から一宮市に住民票があるものであって、同1月2日以降に、新たに一宮市において障害支援区分が認定された障害者
- （3）児法第7条第2項に定められる重症心身障害児又は医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下「医療的ケア児支援法」という。）第2条第2項に定められる医療的ケア児であって、その保護者が一宮市において、通所給付決定を受けているもの
- （4）その他市長が前3号の規定に類する者として適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1号に規定する重度障害者受入れ促進事業の補助の対象となる障害者については、補助対象として適用をした月から3年間に限るものとする。ただし、別表1の区分ア～イと区分ウについては、それぞれで補助対象として適用することができるものとする。

（補助対象となるサービス提供の期間）

第5条 第3条第1号に規定する事業の令和7年度の補助対象は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間の対象サービスの提供とする。

2 第3条第2号、同第3号及び同第5号に規定する事業の令和7年度の補助対象は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間の対象サービスの提供とし、次年度以降の補助対象については、これに倣うものとする。

3 第3条第4号に規定する事業の令和7年度の補助対象は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の対象サービスの提供とし、次年度以降の補助対象については、これに倣うものとする。

（補助対象の経費及び補助金の額）

第6条 この補助金は、補助事業の実施に必要な経費を原則として補助対象の経費と認めるものとし、補助金の交付額は、補助事業ごとに以下のとおりとする。

（1）重度障害者受入れ促進事業

別表1のとおり

（別表1）

区分	補助金の額
ア 重度障害者支援加算（Ⅰ）の加算	補助対象の障害者に対してサービスを提

算定を受けて提供する共同生活援助	供し対象の加算算定を受けて受け取った報酬の 1 / 2
イ 重度障害者支援加算（Ⅱ）の加算算定を受けて提供する共同生活援助	補助対象の障害者に対してサービスを提供し対象の加算算定を受けて受け取った報酬の 1 / 1
ウ 医療的ケア対応支援加算の加算算定を受けて提供する共同生活援助	補助対象の障害者に対してサービスを提供し対象の加算算定を受けて受け取った報酬の 1 / 2

上記にかかわらず、令和 6 年 4 月 1 日以降に補助対象の障害者に対してサービスを提供し対象の加算算定を受けて報酬を受け取った場合、補助金の額は、令和 6 年 4 月 1 日以降の利用分に係る報酬の額を同額に 10.48 分の 10.24 を乗じた額に置き換えた上で算出するものとする。なお、ア、イの区分において、令和 6 年度の報酬改定において追加された個別支援を開始した日から 180 日以内に算定される +500 単位/日の報酬については、補助金の額の算出には含めず、これを補助しないものとする。

（２）夜間支援体制の整備促進事業

別表 2 のとおり

（別表 2）

区分	補助金の額
ア 夜間支援等体制加算（Ⅳ）の加算算定を受けて提供する共同生活援助	補助対象の障害者に対してサービスを提供し対象の加算算定を受けて受け取った報酬の 1 / 2
イ 夜間支援等体制加算（Ⅴ）の加算算定を受けて提供する共同生活援助	補助対象の障害者に対してサービスを提供し対象の加算算定を受けて受け取った報酬の 1 / 2
ウ 夜間支援等体制加算（Ⅵ）の加算算定を受けて提供する共同生活援助	補助対象の障害者に対してサービスを提供し対象の加算算定を受けて受け取った報酬の 1 / 2
エ① グループホーム又は日中サービス支援型グループホームの住居ごとに夜勤職員を 2 名配置し提供する共同生活援助 ・夜勤職員 2 名がそれぞれ 4 時間以上の夜間勤務の実績がある日の日数が 1 月当たり 20 日以上の場合	月額 5 万円/住居
エ② グループホーム又は日中サービス支援型グループホームの住居ごとに夜勤職員を 2 名配置し提供する共同生活援助 ・夜勤職員 2 名がそれぞれ 4 時間以上の夜間勤務の実績がある日の日数が 1	月額 2 万円/住居

月当たり 10 日以上の場合	
----------------	--

上記にかかわらず、ア～ウの区分において、令和 6 年 4 月 1 日以降に補助対象の障害者に対してサービスを提供し対象の加算算定を受けて報酬を受け取った場合、補助金の額は、令和 6 年 4 月 1 日以降の利用分に係る報酬の額を同額に 10.48 分の 10.24 を乗じた額に置き換えた上で算出するものとする。

(3) 重度障害児受入れ促進事業

別表 3 のとおり

(別表 3)

区分	補助金の額
児法第 7 条第 2 項に定められる重症心身障害児又は医療的ケア児支援法第 2 条第 2 項に定められる医療的ケア児を主として受入れて行う児童発達支援又は放課後等デイサービスであって次のア～エのいずれかに該当するもの ア 重症心身障害児に対して行う児童発達支援 イ 重症心身障害児に対して行う放課後等デイサービス ウ 医療的ケア区分 3～1 の報酬算定を受けて行う児童発達支援 エ 医療的ケア区分 3～1 の報酬算定を受けて行う放課後等デイサービス	月額 8 万円/事業所 ・ただし、補助金額を算定するのは、第 4 条第 1 項第 3 号に規定する補助の対象となる障害者等の受入れ実績がある月に限る。

(4) 相談支援体制強化事業

別表 4 のとおり

(別表 4)

区分	補助金の額
ア 第 2 条第 3 号に規定する事業所において従事者を増員した場合であって、かつ、相談支援専門員を令和 4 年度当初と比較し、増員した場合 ・増員後に相談支援専門員の休業、退職等があった場合は、勤務実績として、月当たりの事業所の開所日数の 2 分の 1 以上の日数で増員していたことが確認できる月を補助金額の算定の対象とする。	令和 7 年度～※ 1 : 増員した相談支援専門員 1 人当たり 10 万円/月

イ アに該当する場合のほか、第2条第3号に規定する事業所において従事者を増員した場合であって、かつ、相談支援専門員を令和3年度末と比較し、増員しており、令和7年4月1日以後も増員した状態を維持した場合 ・相談支援専門員の休業、退職等の取扱いは上に同じ。	令和7年度～※1:増員した相談支援専門員1人当たり5万円/月
---	--------------------------------

(5) 重度障害者受入れ促進（継続支援）事業

別表5のとおり

(別表5)

区分	補助金の額
ア 重度障害者支援加算（Ⅰ）の加算算定を受けて提供する共同生活援助。	補助対象の障害者に対してサービスを提供し対象の加算算定を受けて受け取った報酬の1／4
イ 重度障害者支援加算（Ⅱ）の加算算定を受けて提供する共同生活援助	補助対象の障害者に対してサービスを提供し対象の加算算定を受けて受け取った報酬の1／2

重度障害者受入れ促進（継続支援）事業に係る補助金の額の算定においては、令和6年度の地域区分変更に伴う影響額の補正を行わないものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助の適用申請の手続等)

第7条 本補助事業については、サービスの利用実績、提供体制等に基づいて補助金の額が算定されるが、障害者の受入れ開始時点では、利用見込み、申請額等が定まらず、交付申請が困難な性質のものであるため、補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次項以降に従い補助の適用申請の手続きを交付申請の前に行うものとする。

2 補助事業者は、重度障害者受入れ補助金適用申請書（別紙1）に市長が別に定める必要書類を添付して、交付申請をする日のおおむね2か月前を目途として、市長に提出するものとする。

3 市長は、補助適用の可否を判断したときは、重度障害者受入れ補助金（適用・不適用）決定通知書（別紙2）により申請者に通知するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号及び同第4号の事業を行う場合は、補助の適用申請の手続は要しないものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（様式第1）を、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定する。

2 前項の規定により交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書（様式第2）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業者は、補助事業の実施の根拠となる書類並びに補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後、翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(5) 補助事業者は、重度障害者の受入れについて、真摯に取り組まなければならない。

2 市長は、補助事業者が前項各号に定めた条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(計画変更)

第11条 この補助金の交付決定後の事情の変更により補助事業の内容その他申請に係る事項の変更の承認を受けようとするときは、補助事業等計画変更届（様式第3）に、変更内容及び計画変更理由を記載し、市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、サービスを利用する障害者に変更がない場合は、サービスの利用日数の変更があったとしても、完了報告にて内容が確認できるため、計画変更届の提出を不要とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第3号及び同第4号の事業において、補助金の額の増加を伴わない軽微な変更は、計画変更届の提出を不要とする。

(完了報告)

第12条 規則第11条の規定にかかわらず、この補助事業の完了報告は、補助金等完了報告書（様式第4）によらず、第8条に定める申請書をもって代えるものとする。ただし、第3条第2号エ、同第3号及び同第4号に定める補助事業の完了報告においては、重度障害者受入れ補助金実績報告書（別紙3）を交付申請時に交付申請書と併せて提出するものとする。

2 前条の規定により計画変更があった場合においては、前項の規定中、「第8条に定める申請書」を「第8条に定める申請書および第11条に定める変更届」に読み替えるものとする。

(補助金の交付等)

第13条 市長は、補助事業の完了後、補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助金の請求は、補助金等交付請求書（様式第5）により行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年1月1日から適用する。